

令和8年6月18日

内閣府特命担当大臣(こども政策、少子化対策)

黄川田 仁志 殿

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

全世代型社会保障改革担当大臣 城内 実 殿

東京都知事

小池 百合子

### 少子化への対処に関する要望

予想をはるかに超える速さで進行する少子化の要因は複合的であり、社会のファンダメンタルズが複雑に絡み合っているが、国の人口減少、不安定な世界情勢、経済情勢にあって、若い世代が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けなくなっていることも、その一つと考えられる。

都は、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て、教育・住宅、就労・職場環境など、ライフステージを通じた切れ目ない支援を実施してきた。都の取組に対し、都民の共感が寄せられているとともに、直近では都内の日本人の出生数が10年ぶりに増加に転じた。

一方、社会の存立基盤を揺るがす少子化は国家的な課題であり、国を挙げて戦略的に対処する必要がある。

居住する地域に関わらず、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、人口戦略を含めた国家ビジョンや将来に向けた実効性ある成長戦略を明らかにするとともに、「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「住宅」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくことが求められている。

都は今後とも、東京の実情を踏まえた取組を果敢に実施していく方針である。国は、この間、児童手当の所得制限の撤廃や高校等授業料の無償化、学校給食費の負担軽減、卵子凍結や無痛分娩に関する取組など、施策を拡充してきたが、2030年代には若年層の人口が大幅な減少局面を迎えることから、更なる大胆な政策を、都や他道府県との連携・協力の下、早期に具体化していくことを要望する。

## ＜具体的要求内容＞

### 第1 国の社会・経済の将来像

#### 1 人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げること

出生数の減少は、国の将来推計より約15年前倒しで進行し、将来を担う若年層の人口にも大きく影響する。国は、実態に則した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、人口戦略を含めた将来の国家ビジョンを掲げること。

#### 2 子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける経済成長政策や社会保障制度を構築すること

出生数の減少は、経済活動の担い手である労働力人口の減少や、社会保障機能の低下につながる。国は、若者が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けるよう、実効性ある経済成長政策や、現役世代の負担を抑制しながら安定的で持続可能な社会保障制度を構築すること。

### 第2 更なる大胆な結婚・子育て支援

#### 1 ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計すること

「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくこと。

#### 出会い・結婚

#### 2 出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組を推進すること

- (1) 各自治体は、交流イベントや結婚に向けた気運醸成等の取組を展開している。国は、出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、各自治体の取組を支援する交付金の補助基準額や補助率の引き上げを行い、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
- (2) 民間企業等が展開する結婚相談所やマッチングアプリにおいて、結婚相手紹介サービスを不正に利用した事案等も発生している。国は、出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

## 妊娠・出産

### 3 不妊治療費の経済負担を軽減すること

令和4年4月から体外受精・顕微授精といった生殖補助医療が公的医療保険の対象となったが、都の試算では、都の平均年収(約600万円)の方が公的医療保険の対象である生殖補助医療と先進医療を受けた場合の自己負担額は、高額療養費の支給後も約15万円であり、患者にとって経済的負担は未だ重い状況である。

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、保険対象診療及び先進医療の自己負担分について、国の責任と財源において、自己負担の軽減を図る支援を行うこと。

### 4 安心して出産できる環境の整備を進めること

令和7年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「2026年度を目途に標準的な出産費用の自己負担の無償化に向けた対応を進める」、「安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する」「卵子凍結の知見収集や知識の普及の環境整備を行う」とされている。出産費用の無償化に係る制度の具体化に当たっては、妊婦の経済的負担の軽減はもとより、地域の周産期医療提供体制の確保という観点も十分踏まえて、国の責任と財源において、制度設計を行うこと。

また、希望する方が安心して選択できるよう、無痛分娩に必要な環境の整備を早期に進めるとともに経済的負担を軽減するほか、卵子凍結について、都の取組も参考に知見の収集や知識の普及を行うこと。

## 子育て、教育

### 5 保育料を無償化すること

国が実施する保育料の無償化は、0歳から2歳児までの住民税課税世帯について、子供の数や年齢によって、自己負担が発生する仕組みとなっている。国は、これまで待機児童の解消を優先とし、保育料負担の更なる軽減については、安定財源の確保と併せて検討することとしてきたが、待機児童が「ほぼ解消」した現在においても、具体的な検討が行われていない。

望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯の所得に関わらず、0歳から2歳児までの全ての子供について保育料無償化を早期に実現すること。

## 6 学童クラブへの支援を拡充すること

- (1) 学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
- (2) 区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

## 7 医療保険制度を拡充すること

子供の医療費について、医療保険制度における乳幼児医療費の患者一部負担金の割合を現行の2割から更に軽減するとともに、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大すること。

また、国の責任において、医療保険制度に加え、子育て支援策としての子供の医療費に関わる助成制度を創設すること。

## 8 高等学校等における授業料の無償化を実現すること

国の責任において高等学校等の授業料の無償化を一層推進するとともに、都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化とされない生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

## 9 高等教育に係る経済負担を軽減すること

- (1) 高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。

- (2) 高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

## 10 学校給食費の負担を抜本的に軽減すること

(1) 小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減に当たっては、給食費支援の基準額について、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とし、国の責任において確実に財源を確保すること。

また、非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業において、支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。

(2) 中学校段階、夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の給食費の抜本的な負担軽減についても早期に実現すること。

(3) 私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して都道府県が独自に実施する支援事業について、必要な財政的支援を実施すること。

## 住宅

### 11 「アフォーダブル住宅」の供給を促進すること

住生活基本計画(全国計画)で掲げる施策を着実に実施するとともに、特に、人口が集積する大都市において、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるよう、「アフォーダブル住宅」の供給拡大に向け、UR団地等の公的住宅の積極的な活用や独立行政法人住宅金融支援機構による金融支援などに取り組むこと。

## 育児と仕事を両立できる就労環境

### 12 企業が取り組む次世代育成支援を推進すること

(1) 男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、施行された法改正の内容を含め、その周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

(2) 育児目的休暇等の導入など従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業における取組を推進するとともに、助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

- (3) 安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

### 13 働き方改革を推進すること

- (1) 中小企業が働き方改革関連法を踏まえ、実情に応じた対応を図ることができるよう、引き続き、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用された建設事業や自動車運転の業務等に対して、改正法の周知啓発を行うとともに、働き方改革推進支援センターでの支援や助成金の拡充など具体的な施策を充実すること。

また、働き方改革に取り組む企業に対して、生産性向上に関する支援策を併せて実施すること。

- (2) 女性も男性も全ての労働者が意欲と能力を十分発揮し、生活と仕事の調和のとれた働き方を実現していくために、年次有給休暇等の取得促進、育児・介護等と仕事との両立支援、メンタルヘルス対策などの取組を促す施策を推進すること。
- (3) 中小企業の働き方改革の取組を進めるため、取引先の休日労働や深夜労働につながる短納期の発注の抑制など、長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組(しわ寄せ防止の取組)を行うこと。

また、中小企業が働き方改革の取組を進めるに当たって、事前の相談などきめ細かな対応が実施可能な体制を整備するとともに、中小企業への助言及び指導においては、労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態などそれぞれの企業の事情を踏まえたものとなるよう配慮すること。

- (4) 中小企業が労働者のエンゲージメント向上に積極的に取り組めるよう、その効果や具体的な取組方法などを広く発信するとともに、働きやすさや働きがいの向上につながる施策を実施すること。

## 第3 国の方策が講じられるまでの財政支援

### 1 国の方策が講じられるまでの間、地方自治体の取組に財政支援を講じること

国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が積極的に取組を実施できるよう、財政支援を講じること。